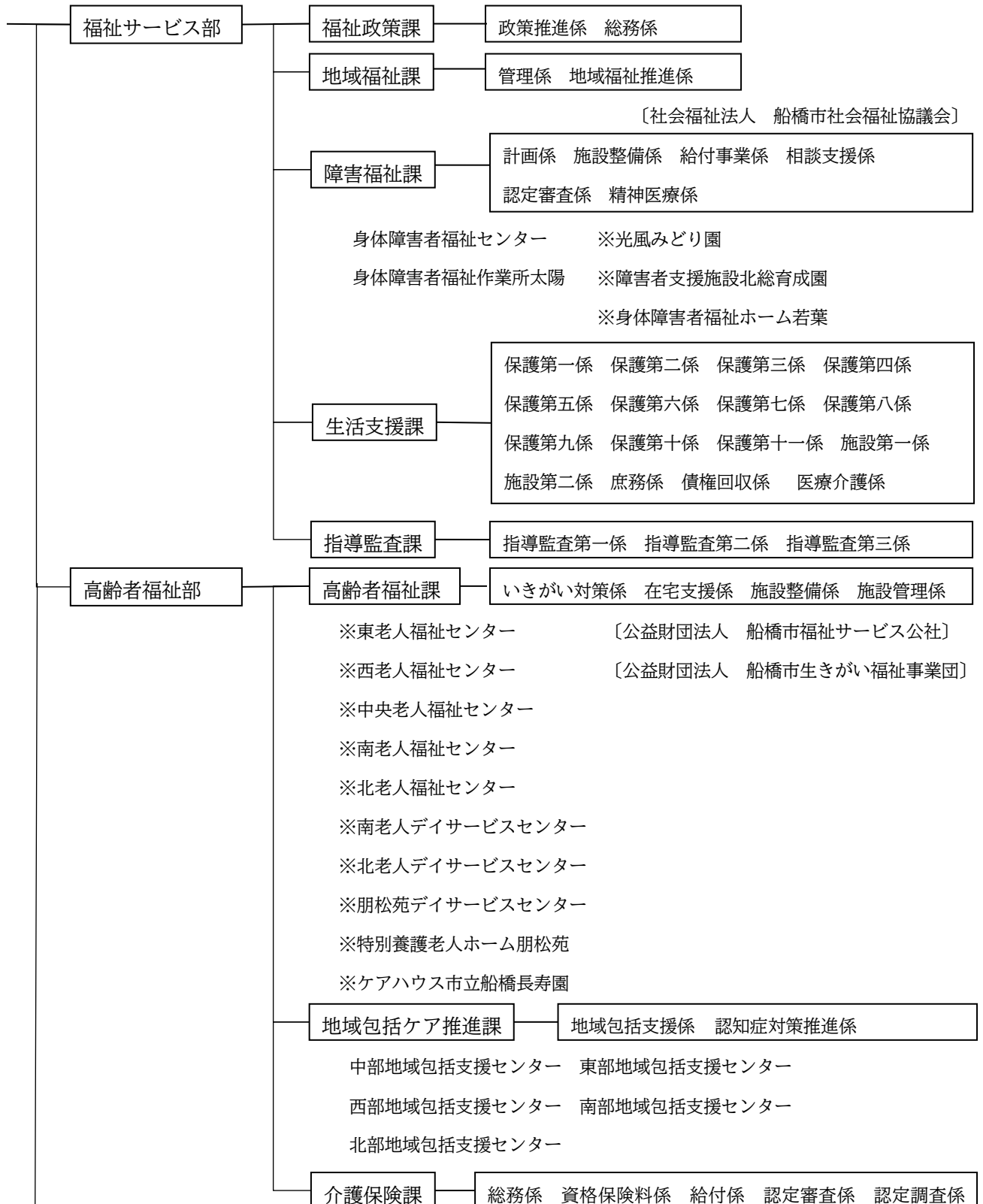


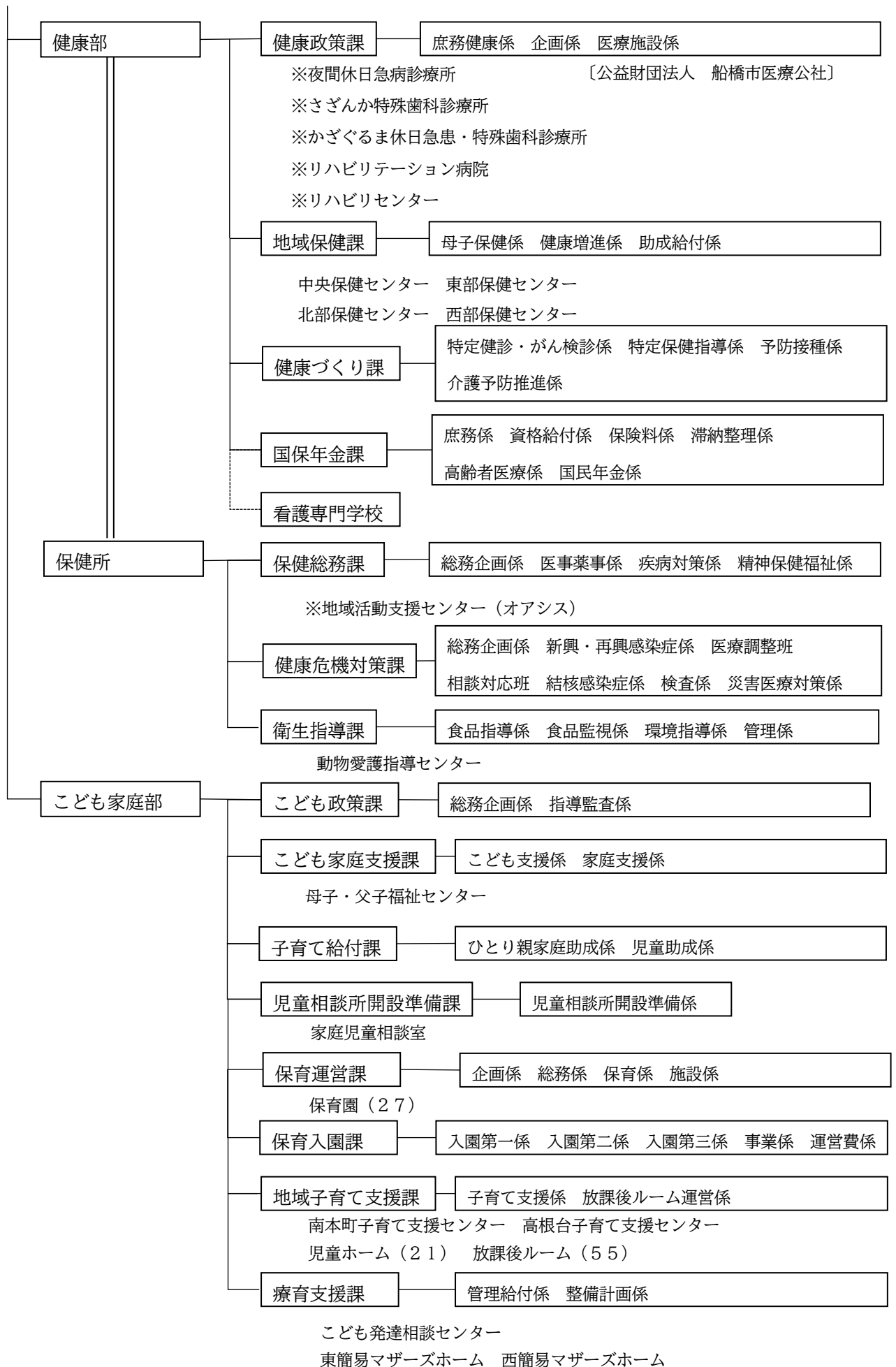
資 料 編

健康福祉局組織図

令和5年4月1日現在

健康福祉局





病院局組織図



福祉サービス部各課の分掌事務

福祉政策課

- (1) 地域福祉の推進についての企画立案に関すること。
- (2) 地域福祉計画に関すること。
- (3) 重層的支援体制の整備に関すること。
- (4) 孤独・孤立対策に関すること。
- (5) 社会福祉審議会に関すること。
- (6) 社会福祉法第 21 条に規定する訓練に関すること。
- (7) 福祉ガイドコーナーに係る出張所及び関係各課との連絡調整に関すること。
- (8) 保健、医療及び福祉の連携に関する施策の調査、研究及び企画に関すること。
- (9) 健康福祉局（以下この項において「局」という。）内事務データの集積及び分析に関すること。
- (10) 局の所管する事務事業の進行管理に関すること。
- (11) 局内の所掌事務に係る連絡調整に関すること。
- (12) 局内他の部及び部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (13) 局及び部の庶務に関すること。

地域福祉課

- (1) 地域福祉の推進に関すること。
- (2) 民生委員及び児童委員に関すること。
- (3) 主任児童委員に関すること。
- (4) 民生委員推薦会に関すること。
- (5) 社会福祉協議会に関すること。
- (6) 引揚者及び帰還業務に関すること。
- (7) 戦傷病者、戦没者遺家族等の弔慰金に関すること。
- (8) 戦没者の慰霊及び遺家族の援護に関すること。
- (9) 中国残留邦人等の支援（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) 行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
- (11) り災者応急救助に関すること。
- (12) 災害見舞金及び災害弔慰金に関すること。
- (13) 住宅等災害復旧資金の利子補給に関すること。
- (14) 保健と福祉の総合相談に関すること。
- (15) 多機関協働事業に関すること。
- (16) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業に関すること。
- (17) 参加支援事業に関すること。
- (18) 生活困窮者自立支援法（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (19) ホームレス対策に関すること。
- (20) 福祉有償運送運営協議会に関すること。

障害福祉課

- (1) 障害者及び障害児（他の課の所管に属するものを除く。以下「障害者等」という。）の福祉施策の調査研究及び調整に関すること。
- (2) 障害者等の福祉に係る計画に関すること。
- (3) 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。
- (4) 介護給付費及び訓練等給付費に関すること。
- (5) 障害者介護給付費等認定審査会に関すること。
- (6) 身体障害者福祉センターに関すること。
- (7) 身体障害者福祉作業所太陽に関すること。
- (8) 光風みどり園に関すること。
- (9) 北総育成園に関すること。

- (10) 身体障害者福祉ホーム若葉に関すること。
- (11) 障害者等福祉団体の活動支援に関すること。
- (12) 心身障害者福祉タクシーに関すること。
- (13) 障害者等に対する手当の支給に関すること。
- (14) 心身障害者住宅整備資金の貸付け及び重度障害者住宅改造費の助成に関すること。
- (15) 自立支援医療費の支給（更生医療及び精神通院医療に係るものに限る。）に関すること。
- (16) 障害者等の医療費の助成（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (17) 地域生活支援事業に関すること。
- (18) 障害者施設等への整備及び運営の助成に関すること。
- (19) 社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に関すること。
- (20) 障害者の虐待防止に関すること。
- (21) その他障害者等の福祉に関すること。

生活支援課

- (1) 生活保護法に基づく保護の決定、開始、変更及び通知に関すること。
- (2) 生活保護法に基づく保護の停止、廃止及び通知に関すること。
- (3) 生活保護法に基づく指導又は指示に関すること。
- (4) 生活保護法に基づく相談及び助言に関すること。
- (5) 生活保護法に基づく報告、調査又は検診並びに申請の却下に関すること。
- (6) 生活保護法に基づく保護の方法に関すること。
- (7) 生活保護法に基づく届出の受理に関すること。
- (8) 生活保護法に基づく就労自立給付金の支給に関すること。
- (9) 生活保護法に基づく進学準備給付金の支給に関すること。
- (10) 生活保護法に基づく被保護者が返還する額の決定に関すること。
- (11) 生活保護法に基づく遺留金品の処分に関すること。
- (12) 生活保護法に基づく申立に関すること。
- (13) 生活保護法に基づく費用等徴収金の徴収に関すること。
- (14) 生活保護法に基づく保護金品返還の免除に関すること。
- (15) 生活保護法に基づく後見人選任の請求に関すること。
- (16) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付のうち給付金に関すること。
- (17) 被生活保護者に係る法外援護に関すること。
- (18) 生活保護法に基づく社会福祉法人等による保護施設の設置、変更、廃止及び休止の認可及び指導等に関すること。
- (19) 生活保護法に基づく指定医療機関、指定介護機関及び助産機関等の指定、指定の取消し、指導及び検査等に関すること。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人の設立等の認可等及び指導監査に関すること。
- (2) 社会福祉連携推進法人の認定等及び指導監査に関すること。
- (3) 社会福祉施設の認可等及び指導監査(他の課の所管に属するものを除く。)に関すること。
- (4) 老人福祉法等に基づく届出及び指導等に関すること。
- (5) 介護保険サービス事業者等の指定等及び指導監査に関すること。
- (6) 指定障害福祉サービス事業者等（指定障害児通所支援事業者等を含む。）の指定等及び指導監査に関すること。
- (7) 障害福祉サービス事業等（障害児通所支援事業等を含む。）の届出等に関すること。
- (8) 地域生活支援事業所、地域活動支援センター及び心身障害者福祉作業所の登録及び指導等に関すること。
- (9) 生活困窮者のために無料又は低額で行う事業の届出及び指導等に関すること。

高齢者福祉部各課の分掌事務

高齢者福祉課

- (1) 老人クラブの支援に関する事。
- (2) 敬老事業に関する事。
- (3) 高齢者の生きがい対策事業に関する事。
- (4) ゲートボール場の管理及び運営に関する事。
- (5) 老人憩の家の管理及び運営に関する事。
- (6) 養護老人ホームへの入所措置に関する事。
- (7) 日常生活用具の給付等に関する事。
- (8) 高齢者住宅整備資金の貸付け及び高齢者住宅改造費の助成に関する事。
- (9) 外国人等高齢者福祉給付金の支給に関する事。
- (10) ひとり暮らし高齢者等についての在宅福祉事業に関する事。
- (11) 高齢者福祉タクシーに関する事。
- (12) 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置に関する事。
- (13) 在宅高齢者の家族介護者支援事業に関する事。
- (14) 訪問理美容事業に関する事。
- (15) はり、きゅう、マッサージ等費用の助成に関する事。
- (16) ファミリー・サポート・センター事業（介護）に関する事。
- (17) 高齢者福祉施設整備及び運営の助成に関する事。
- (18) ケアハウス市立船橋長寿園に関する事。
- (19) 福祉サービス公社に関する事。
- (20) 生きがい福祉事業団に関する事。
- (21) 老人福祉センターに関する事。
- (22) 市立老人デイサービスセンターに関する事。
- (23) 特別養護老人ホーム朋松苑に関する事。
- (24) 四市複合事務組合（特別養護老人ホーム三山園）に関する事。
- (25) 福祉会館及びケア・リハビリセンターに関する事。
- (26) 障害者控除対象者の認定に関する事。
- (27) 部内他の課の所管に属しない事項に関する事。
- (28) 部の庶務に関する事。

地域包括ケア推進課

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に関する事。
- (2) 地域包括ケアシステム推進本部に関する事。
- (3) 船橋在宅医療ひまわりネットワークに関する事。
- (4) 船橋市在宅医療支援拠点に関する事。
- (5) 介護人材バンク事業に関する事。
- (6) 地域包括支援センター及び在宅介護支援センターに関する事。
- (7) 介護予防事業のケアマネジメントに関する事。
- (8) 指定介護予防支援事業所の管理運営に関する事。
- (9) 高齢者の虐待防止に関する事。
- (10) 成年後見制度利用促進基本計画に関する事。
- (11) 認知症施策の推進（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (12) その他医療・介護連携（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 介護保険事業の普及に関する事。
- (3) 介護保険の証明に関する事。
- (4) 介護保険事業運営協議会に関する事。
- (5) 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。

- (6) 介護給付に関する事。
- (7) 予防給付に関する事。
- (8) 市町村特別給付に関する事。
- (9) 介護保険一部負担金に関する事。
- (10) 介護認定審査会に関する事。
- (11) 要介護又は要支援の認定に関する事。
- (12) 介護保険料の賦課、収納及び督促に関する事。
- (13) 介護保険料の減免及び徴収猶予に関する事。
- (14) 介護保険料の調査及び統計に関する事。
- (15) 介護保険料の滞納整理に関する事。
- (16) その他介護保険に関する事。

健康部各課の分掌事務

健康政策課

- (1) 健康施策に関する調査、研究及び企画に関すること。
- (2) 保健・医療・福祉問題懇談会に関すること。
- (3) ふなばし健やかプラン21の推進に関すること。
- (4) 献血事業及び献血推進協議会に関すること。
- (5) 看護師の確保に関すること。
- (6) 看護師等養成修学資金の貸付けに関すること。
- (7) 健康医療電話相談事業に関すること。
- (8) 夜間休日急病診療所に関すること。
- (9) かぎぐるま休日急患・特殊歯科診療所に関すること。
- (10) さざんか特殊歯科診療所に関すること。
- (11) リハビリテーション病院に関すること。
- (12) リハビリセンターに関すること。
- (13) 医療公社に関すること。
- (14) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。
- (15) 保健所との連絡調整に関すること。
- (16) 病院局との連絡調整に関すること。
- (17) 看護専門学校との連絡調整に関すること。
- (18) 保健福祉センターの管理に関すること。
- (19) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (20) 部の庶務に関すること。

地域保健課

- (1) 健康増進法に基づく健康増進事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 母子保健法に基づく母子保健に関する事業に関すること。
- (3) 母子健康手帳に関すること。
- (4) 子育て世代包括支援センター事業に関すること。
- (5) 乳児家庭全戸訪問事業に関すること。
- (6) 不妊治療費等助成事業に関すること。
- (7) 養育医療、療育医療及び自立支援医療（育成医療に限る。）に関すること。
- (8) 栄養保健指導に関すること。
- (9) 食育推進事業に関すること。
- (10) 食生活改善推進事業に関すること。
- (11) 歯科保健事業に関すること。
- (12) 保健センターに関すること。
- (13) 地域保健及び職域保健の連携推進に関すること。
- (14) 健康部の学習実習指導受入れに関すること。

健康づくり課

- (1) 特定健康診査及び特定保健指導に関すること。
- (2) 国民健康保険に係る保健事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 健康増進法に基づく健康診査事業等（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 各種がん検診に関すること。
- (5) 各種検診結果の処理に関すること。
- (6) 予防接種に関すること。
- (7) 予防接種委員会に関すること。
- (8) 千葉県市町村総合事務組合に関すること（住民の予防接種事故の救済措置に関することに限る。）。)
- (9) 介護予防事業（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (10) ふなばしシルバーリハビリ体操に関すること。
- (11) 後期高齢者医療の被保険者に対する保健事業の受託に関すること。

国保年金課

- (1) 国民健康保険事業の企画及び運営に関すること。
- (2) 国民健康保険の証明に関すること。
- (3) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (4) 被保険者の資格の取得及び喪失に関すること。
- (5) 保険給付に関すること。
- (6) 高額療養費貸付基金に関すること。
- (7) 国民健康保険料の賦課、収納及び督促に関すること。
- (8) 国民健康保険料の減免及び徴収猶予に関すること。
- (9) 国民健康保険料の調査及び統計に関すること。
- (10) 国民健康保険料の滞納整理に関すること。
- (11) 国民健康保険料の徴収嘱託及び受託に関すること。
- (12) 国民健康保険事業費納付金に関すること。
- (13) 保健事業に関すること。
- (14) 診療報酬の審査及び支払に関すること。
- (15) 千葉県後期高齢者医療広域連合に関すること。
- (16) 後期高齢者医療に関すること。
- (17) 国民年金の調査及び統計に関すること。
- (18) 老齢福祉年金に関すること。
- (19) 基礎年金番号通知書に関すること。
- (20) 国民年金給付裁定に関すること。
- (21) 拠出年金に関すること。
- (22) 国民年金保険料の免除に関すること。

看護専門学校

- (1) 看護師の養成並びに教育課程の企画及び実施に関すること。
- (2) 学生の学習指導、健康管理、生活指導等に関すること。
- (3) 学生の募集に関すること。
- (4) 学生の入学、休学、退学及び卒業に関すること。
- (5) 校舎等の管理に関すること。

保健所各課の分掌事務

保健総務課

- (1) 地域保健思想の普及及び向上に関する事。
- (2) 地域保健に係る企画調整に関する事。
- (3) 地域保健に係る調査及び研究に関する事。
- (4) 地域保健に係る統計情報の提供に関する事。
- (5) 地域保健関係職員の育成に関する事。
- (6) 保健所の学生実習指導の受入れに関する事。
- (7) 地域保健推進協議会に関する事。
- (8) 医薬品その他防疫資料に関する事。
- (9) 保健師、助産師、看護師等の身分に関する事。
- (10) 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法に関する事。
- (11) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に関する事。
- (12) 死体解剖保存法に関する事。
- (13) 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法に関する事。
- (14) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、毒物及び劇物取締法、覚醒剤取締法及び薬剤師法に関する事。
- (15) 栄養指導に関する事。
- (16) 調理師免許に関する事。
- (17) 栄養士の身分に関する事。
- (18) 食品の表示（保健事項に限る。）に関する事。
- (19) 母体保護法第15条に関する事。
- (20) 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律に関する事。
- (21) 難病の患者に対する医療等に関する法律に関する事。
- (22) 難病患者への援助金に関する事。
- (23) 小児慢性特定疾病に関する事。
- (24) 肝炎治療に対する医療費助成事業に関する事。
- (25) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に関する事。
- (26) 原爆被爆者見舞金に関する事。
- (27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に関する事（精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事を除く。）。
- (28) 精神障害者社会復帰事業に関する事。
- (29) 地域活動支援センターに関する事。
- (30) 保健所内他の課の所管に属しない事項に関する事。
- (31) 保健所の庶務に関する事。

健康危機対策課

- (1) 健康危機管理の統括に関する事。
- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事。
- (3) 細菌検査及びウイルス検査に関する事。
- (4) 臨床検査に関する事。
- (5) 食品衛生検査に関する事。
- (6) 環境衛生検査に関する事。
- (7) 災害時支援対策に関する事。

衛生指導課

- (1) 食品衛生法に関する事。
- (2) 食品表示法（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する事。
- (4) 狂犬病予防法に関する事。
- (5) 動物の愛護及び管理に関する法律に関する事。

- (6) 動物愛護指導センターに関すること。
- (7) 遊泳用プールの衛生に関すること。
- (8) 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。
- (9) 理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法及び美容師法に関すること。
- (10) 温泉法に関すること。
- (11) 化製場等に関する法律に関すること。
- (12) 水道法に関すること。
- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関すること。
- (14) 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に関すること。
- (15) 公衆浴場への助成及び指導に関すること。
- (16) そ族昆虫の駆除及び相談に関すること。
- (17) 水害時の消毒に関すること。

こども家庭部各課の分掌事務

こども政策課

- (1) 子育て支援施策の総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (3) 子ども・子育て会議に関すること。
- (4) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。
- (5) 認定こども園、保育所、母子生活支援施設、助産施設及び家庭的保育事業等に対する指導監査（認可基準に係るものに限る。）に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の指導監査に関すること。
- (7) 認可外保育施設の指導監督に関すること。
- (8) 少子化対策に関すること。
- (9) 部内他の課の所管に属しない事項に関すること。
- (10) 部の庶務に関すること。

こども家庭支援課

- (1) こども及び家庭等の相談及び支援に関すること。
- (2) 子供の貧困対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 助産の実施及び母子保護の実施に関すること。
- (4) 母子・父子福祉センターに関すること。
- (5) 母子生活支援施設及び助産施設に関すること。
- (6) 母子等ホームヘルパー派遣に関すること。
- (7) 母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。
- (8) 女性に対する配偶者暴力等の相談に関すること。
- (9) 配偶者暴力相談支援センターに関すること。
- (10) 婦人相談員に関すること。

子育て給付課

- (1) 児童手当に関すること。
- (2) 子ども医療費の助成に関すること。
- (3) 児童扶養手当及び遺児手当に関すること。
- (4) ひとり親家庭等に対する医療費の助成に関すること。
- (5) 母子家庭、父子家庭等児童入学等祝金に関すること。
- (6) 小学校及び中学校入学援助金に関すること。
- (7) 施設入所児措置費扶助に関すること。

児童相談所開設準備課

- (1) 児童相談所の整備に関すること。
- (2) 要保護児童等対策に関すること。
- (3) 家庭児童相談室に関すること。

保育運営課

- (1) 保育行政（他の課の所管に属するものを除く。）の企画立案に関すること。
- (2) 待機児童対策の企画、調整及び推進に関すること。
- (3) 認定こども園、保育所及び小規模保育事業の整備に関すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園、保育所及び家庭的保育事業等の認可等に関すること。
- (5) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定等に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び特定子ども・子育て支援施設等（他の課の所管に属するものを除く。）の確認等に関すること。
- (7) 認可外保育施設（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。
- (8) 公立保育所等の維持管理に関すること。
- (9) 保育に係る助言及び指導に関すること。

- (10) 家庭的保育事業に係る研修及び助言等に関する事。
- (11) 公立保育所等の大規模修繕に関する事。

保育入園課

- (1) 保育行政（次号から第13号までに掲げる事務に限る。）の企画立案に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (3) 保育に係る利用調整に関する事。
- (4) 特定教育・保育施設等への給付及び補助に関する事。
- (5) 施設等利用費の支給（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。
- (6) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担に関する事。
- (7) 休日保育に関する事。
- (8) 一時預かり事業に関する事。
- (9) 病児保育事業に関する事。
- (10) 認可外保育施設に係る補助に関する事。
- (11) 認証保育所事業（他の課の所管に属することを除く。）に関する事。
- (12) 保育士の確保に関する事。
- (13) 保育士養成修学資金の貸付けに関する事。

地域子育て支援課

- (1) 地域子育て支援に関する事。
- (2) 子育て支援センターに関する事。
- (3) ファミリー・サポート・センター事業（育児）に関する事。
- (4) 児童ホームに関する事。
- (5) 児童健全育成に関する事。
- (6) 放課後ルームに関する事。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関する事。

療育支援課

- (1) 療育施策の企画、調査研究及び調整に関する事。
- (2) 障害児福祉計画に関する事。
- (3) こども発達相談センターに関する事。
- (4) 簡易マザーズホームに関する事。
- (5) 親子教室に関する事。
- (6) 障害児通所給付費等に関する事。
- (7) 障害児施設の利用契約及び請求事務に関する事。
- (8) 障害児施設利用費用の助成に関する事。
- (9) 障害児施設への整備及び運営の助成に関する事。
- (10) その他障害児の療育及び福祉（他の課の所管に属するものを除く。）に関する事。

病院局分掌事務

経営企画室

- (1) 病院事業の総合的な企画及び経営に関すること。
- (2) 病院事業の運営に係る総合調整及び調査研究に関すること。
- (3) 病院局及び経営企画室の庶務に関すること。
- (4) その他病院事業の運営の総括に関すること。

新病院建設室

- (1) 病院の建替えに関すること。

医療センター

診療局

- (1) 患者の診療及びその記録に関すること。
- (2) 臨床的研究に関すること。
- (3) 保健指導及び相談に関すること。
- (4) 診断書及び療養証明書に関すること。
- (5) 放射線による治療及び諸検査に関すること。
- (6) リハビリテーションに関すること。
- (7) 生化学、細菌、病理、生理その他の臨床検査及び採血に関すること。
- (8) 消化器系の各種内視鏡検査に関すること。
- (9) 臨床研修医制度に関すること。
- (10) 治験に関すること。
- (11) 患者等の給食に関すること。
- (12) 栄養指導及び相談に関すること。
- (13) 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。
- (14) 診療室、手術室、放射線室、機能回復訓練室、検査室、内視鏡室、集中治療室、化学療法室及び栄養相談室の管理に関すること。
- (15) 物品の管理に関すること。
- (16) その他医療に関すること。

診療局・救命救急センター

- (1) 救急患者及び重篤救急患者の診療に関すること。
- (2) 救急患者及び重篤救急患者の入退院に関すること。
- (3) 救急医療に係る医学研究に関すること。
- (4) 高規格救急車による救急医療に関すること。
- (5) 救命救急センターの管理に関すること。
- (6) その他救急医療に関すること。

看護局

- (1) 患者の看護及び診療補助に関すること。
- (2) 看護師の勤務指導に関すること。
- (3) 看護師の教養研修に関すること。
- (4) 病棟及び中央材料室の管理に関すること。
- (5) 物品の管理に関すること。
- (6) その他看護に関すること。

薬剤局

- (1) 調剤及び製剤に関すること。
- (2) 薬品の検査及び管理に関すること。
- (3) 薬事の統計に関すること。
- (4) 物品の管理に関すること。
- (5) その他薬事に関すること。

事務局・総務課

- (1) 医療センターの事業に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 職員の人事、労務管理、給与、福利厚生及び研修に関する事。
- (3) 医療センターの組織及び定数に関する事。
- (4) 文書の収発、審査及び保存に関する事。
- (5) 公印の管理に関する事。
- (6) 各種調査、統計及び許認可申請に関する事。
- (7) 病院関係機関及び諸団体との連絡調整に関する事。
- (8) 予算及び決算に関する事。
- (9) 資金の管理及び運用に関する事。
- (10) 現金及び有価証券の出納保管に関する事。
- (11) 出納等取扱金融機関に関する事。
- (12) 支払事務に関する事。
- (13) 財産の取得及び処分に関する事。
- (14) 物品の購入、検収及び出納に関する事。
- (15) 契約事務に関する事。
- (16) 医療センター及び附属施設の整備及び維持管理に関する事。
- (17) 医療センター内の取締りに関する事。
- (18) 共用図書等の管理に関する事。
- (19) 車両の管理に関する事。
- (20) 医療センター及び課の庶務に関する事。

事務局・医事課

- (1) 外来患者の診療受付に関する事。
- (2) 診療費等の請求に関する事。
- (3) 診療録の送達、整理及び保管に関する事。
- (4) 診断書及び療養証明に関する事。
- (5) 患者の入退院事務に関する事。
- (6) 各種診療報酬の請求に関する事。
- (7) 医事に関する統計及び各種報告に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

患者支援センター

- (1) 地域医療の連携に関する事。
- (2) 医療福祉業務に関する事。
- (3) がん相談支援に関する事。
- (4) その他患者等の相談に関する事。
- (5) 入院支援等に関する事。
- (6) クリニカルパスの推進に関する事。

医療安全管理室

- (1) 医療センター内の医療事故に係る問題点の把握及び解決に関する事。
- (2) 医療安全対策の立案及び実施に関する事。
- (3) 関係部署等との連携及び協力に関する事。
- (4) 各部署のセイフティマネジャーの指名に関する事。
- (5) 医療安全対策の実施結果の評価に関する事。
- (6) 医療安全環境の整備に関する事。
- (7) 患者及びその家族と医療従事者との相互信頼及び協力関係の確立に関する事。
- (8) その他医療安全管理に関する事。

感染制御室

- (1) 感染予防に関する事。
- (2) 感染発生時の対応に関する事。

- (3) 感染対策に係る研修、啓発、広報等に関すること。
- (4) その他院内感染に関する各種調査統計等に関すること。

臨床研修センター

- (1) 臨床研修医制度に関すること。
- (2) 看護師の教養研修に関すること。

緩和ケアセンター

- (1) 専門的緩和ケアの提供に関すること。
- (2) 緩和ケアに係る研修会等の開催に関すること。
- (3) その他緩和ケアに関すること。

情報管理室

- (1) 医療センターの情報システム全般の整備計画に関すること。
- (2) 医療情報システムの構築及び調整に関すること。
- (3) 医療情報システムの運用及び管理に関すること。
- (4) 医療情報システムに係るデータの保護及び管理に関すること。

令和5年度一般会計予算の構成割合（当初予算）

(1) 歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 市税	106,894,300	47.8	102,515,300	44.5	4,379,000	4.3
15 地方譲与税	927,100	0.4	942,100	0.4	△15,000	△1.6
20 利子割交付金	47,100	0.0	57,100	0.0	△10,000	△17.5
21 配当割交付金	726,800	0.3	765,900	0.3	△39,100	△5.1
23 株式等譲渡所得割交付金	620,600	0.3	631,700	0.3	△11,100	△1.8
24 地方消費税交付金	15,836,700	7.1	14,432,400	6.3	1,404,300	9.7
25 コール場利用税交付金	3,400	0.0	3,400	0.0	0	0.0
26 法人事業税交付金	1,144,800	0.5	1,016,600	0.4	128,200	12.6
30 自動車取得税交付金	100	0.0	100	0.0	0	0.0
31 環境性能割交付金	156,300	0.1	180,600	0.1	△24,300	△13.5
35 国有提供施設等 所在市助成交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
37 地方特例交付金	759,500	0.3	685,300	0.3	74,200	10.8
40 地方交付税	5,308,900	2.4	5,660,800	2.4	△351,900	△6.2
45 交通安全対策特別交付金	63,800	0.0	66,700	0.0	△2,900	△4.3
50 分担金及び負担金	1,520,800	0.7	1,401,100	0.6	119,700	8.5
55 使用料及び手数料	4,693,600	2.1	4,647,100	2.0	46,500	1.0
60 国庫支出金	42,797,900	19.1	43,827,100	19.0	△1,029,200	△2.3
65 県支出金	16,293,700	7.3	23,196,200	10.1	△6,902,500	△29.8
70 財産収入	456,500	0.2	4,514,800	2.0	△4,058,300	△89.9
75 寄附金	1,349,000	0.6	1,536,700	0.7	△187,700	△12.2
80 繰入金	4,865,800	2.2	2,851,300	1.2	2,014,500	70.7
85 繰越金	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
90 諸収入	9,204,800	4.1	9,348,200	4.1	△143,400	△1.5
95 市債	9,728,500	4.3	11,659,500	5.1	△1,931,000	△16.6
合 計	223,900,000	100.0	230,440,000	100.0	△6,540,000	△2.8

(2) 歳 出
目的別

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度		令和4年度		比 較	
	予算額	構成比	予算額	構成比	増減額	伸び率
10 議会費	984,500	0.5	971,000	0.4	13,500	1.4
15 総務費	15,540,700	7.0	19,813,200	8.6	△4,272,500	△21.6
20 民生費	103,707,800	46.3	100,557,400	43.6	3,150,400	3.1
25 衛生費	23,938,500	10.7	31,532,800	13.7	△7,594,300	△24.1
30 労働費	186,400	0.1	262,800	0.1	△76,400	△29.1
35 農林水産業費	495,800	0.2	640,300	0.3	△144,500	△22.6
40 商工費	4,326,600	1.9	4,251,900	1.8	74,700	1.8
45 土木費	22,847,700	10.2	21,116,000	9.2	1,731,700	8.2
50 消防費	7,471,000	3.3	6,633,500	2.9	837,500	12.6
55 教育費	25,922,200	11.6	24,574,900	10.7	1,347,300	5.5
65 公債費	18,178,800	8.1	19,786,200	8.6	△1,607,400	△8.1
75 予備費	300,000	0.1	300,000	0.1	0	0.0
合 計	223,900,000	100.0	230,440,000	100.0	△6,540,000	△2.8

健康福祉局各課別当初予算

福祉サービス部

(単位：千円)

課名	科目	5年度
福祉政策課	社会福祉総務費	8,594
	計	8,594
地域福祉課	社会福祉総務費	507,342
	老人福祉費	61,157
	災害救助費	11,490
	計	579,989
障害福祉課	社会福祉総務費	593
	障害者福祉費	13,738,682
	障害者福祉施設費	236,990
	児童措置費	421,936
	計	14,398,201
生活支援課	社会福祉総務費	39,276
	生活保護総務費	87,980
	扶助費	16,657,420
	計	16,784,676
指導監査課	社会福祉総務費	11,227
	計	11,227

高齢者福祉部

(単位：千円)

課名	科目	5年度
高齢者福祉課	社会福祉総務費	101,285
	老人福祉費	1,158,106
	老人福祉施設費	762,667
	計	2,022,058
地域包括ケア推進課	社会福祉総務費	10,585
	老人福祉費	494,719
	計	505,304
介護保険課	社会福祉総務費	7,363,120
	老人福祉費	57,255
	計	7,420,375

健 康 部

(単位：千円)

課 名	科 目	5 年 度
健康政策課	老人福祉施設費	19,109
	保健衛生総務費	2,425,588
	予防費	4,660
	保健活動費	27,559
	保健施設費	534,954
	計	3,011,870
地域保健課	保健衛生総務費	1,178,358
	保健活動費	64,361
	保健施設費	89,491
	計	1,332,210
健康づくり課	保健衛生総務費	69,727
	予防費	4,995,371
	保健活動費	1,187,012
	老人福祉費	464,613
	計	6,716,723
国保年金課	社会福祉総務費	5,373,000
	老人福祉費	7,025,100
	国民年金費	1,150
	計	12,399,250
看護専門学校	看護専門学校費	62,700
	計	62,700

保 健 所

(単位：千円)

課 名	科 目	5 年 度
保健総務課	社会福祉総務費	1,259
	障害者福祉費	194,008
	保健衛生総務費	178,189
	予防費	3,193
	保健施設費	32,785
	保健所費	9,897
	計	419,331
健康危機対策課	予防費	2,759,576
	保健活動費	1,798
	保健所費	17,720
	計	2,779,094
衛生指導課	予防費	3,320
	環境衛生費	43,082
	保健所費	12,404
	計	58,806

こども家庭部

(単位：千円)

課 名	科 目	5 年 度
こども政策課	社会福祉総務費	517
	児童福祉総務費	10,770
	計	11,287
こども家庭支援課	社会福祉総務費	441
	児童福祉総務費	78,855
	母子福祉費	103,242
	計	182,538
子育て給付課	児童福祉総務費	167
	児童措置費	12,571,266
	母子福祉費	184,678
	計	12,756,111
児童相談所開設準備課	児童福祉総務費	9,649
	児童福祉施設費	59,301
	計	68,950
保育運営課	児童福祉総務費	62,886
	保育所費	1,153,152
	計	1,216,038
保育入園課	児童福祉総務費	4,499,118
	保育所費	14,711,025
	計	19,210,143
地域子育て支援課	児童福祉総務費	25,078
	児童福祉施設費	524,459
	計	549,537
療育支援課	児童福祉総務費	88,458
	児童措置費	3,173,148
	児童福祉施設費	104,516
	計	3,366,122

特別会計当初予算

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 国民健康保険料	10,825,000
15 国庫支出金	19,700
25 県支出金	35,401,000
33 財産収入	100
35 繰入金	5,513,800
40 繰越金	100
45 諸収入	154,300
計	51,914,000

国民健康保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	866,900
15 保険給付費	34,844,000
21 国民健康保険事業費納付金	15,525,700
25 共同事業拠出金	100
30 保健事業費	489,600
35 諸支出金	87,700
40 予備費	100,000
計	51,914,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 後期高齢者医療保険料	7,700,800
15 使用料及び手数料	100
20 繰入金	1,410,500
25 繰越金	100
30 諸収入	36,500
計	9,148,000

後期高齢者医療事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	165,800
15 後期高齢者医療広域連合納付金	8,946,700
20 諸支出金	25,500
25 予備費	10,000
計	9,148,000

介護保険事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 介護保険料	9,786,500
15 国庫支出金	10,523,400
20 支払基金交付金	12,348,800
25 県支出金	6,527,800
30 財産収入	3,000
40 繰入金	7,981,600
50 諸収入	52,900
計	47,224,000

介護保険事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 総務費	1,089,800
15 保険給付費	44,282,100
22 地域支援事業費	1,642,200
30 基金積立金	3,000
35 諸支出金	196,900
40 予備費	10,000
計	47,224,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳入）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 繰入金	1,100
20 繰越金	64,600
30 諸収入	45,300
計	111,000

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計当初予算（歳出）

（単位：千円）

科 目	5 年 度
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	46,800
15 公債費	23,000
20 諸支出金	10,600
25 予備費	30,600
計	111,000

病院事業会計当初予算

(1) 収益の収支

①収入

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 医業収益	17,860,100
2 医業外収益	2,063,400
3 特別利益	86,500
計	20,010,000

②支出

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 医業費用	19,720,000
2 医業外費用	158,000
3 特別損失	102,000
4 予備費	30,000
計	20,010,000

(2) 資本的収支

①収入

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 企業債	6,694,500
2 負担金	500,000
3 固定資産売却代金	26,500
計	7,221,000

②支出

(単位：千円)

科 目	5 年 度
1 建設改良費	7,151,700
2 企業債償還金	948,300
計	8,100,000

船橋市が関与する団体

社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

【船橋市所管課：地域福祉課】

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした非営利の民間福祉団体です。支え合いといたわり合いの地域づくりを目標に地域住民との協働活動の促進並びに関係機関・団体及び福祉施設等との連携により、安心して暮らせる地域づくりを目指しています。

(ホームページアドレス) <http://www.funabashi-shakyo.or.jp/about/page-998/>

公益財団法人 船橋市福祉サービス公社

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市福祉サービス公社は、船橋市内の高齢者、障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るため、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) https://www.ffsk.or.jp/public_info/index.html

公益財団法人 船橋市生きがい福祉事業団

【船橋市所管課：高齢者福祉課】

船橋市生きがい福祉事業団は、船橋市に居住する高齢者、障害者及び母子家庭の母・寡婦を会員とし、経験や技能、能力を生かした、臨時的・短期的またはその他の軽易な就業の機会を確保し、提供することにより、就業等を通じて高齢者等の生きがいの充実と社会参加の促進を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としています。

(ホームページアドレス) <http://f-ikigai.sakura.ne.jp/center/>

公益財団法人 船橋市医療公社

【船橋市所管課：健康政策課】

公益財団法人船橋市医療公社は、一般の医療機関が休診する時間帯における急病患者に対する診療業務等を行い、地域保健医療の発展に寄与することを目的としています。

平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月までは、夜間休日急病診療所の開設及び運営を行い、平成 24 年 4 月からは、市が開設者となった同診療所の指定管理者として管理運営を行っています。

(ホームページアドレス) <https://www.fik.or.jp/overview/>

※各ホームページアドレスは、各団体の前年度事業実績について掲載しています。